

インボイス制度で加速するDX「まったなし！インボイス制度。そろそろ準備が必要です」セミナーQ&A

	質問	回答
1	ECサイトで受注→請求書を発行しない場合、ECサイトの受注データが仕入れ額税額控除対象のデータとなるとの認識で合っていますか？	受注データを保存して、対応してください。
2	以下の理解であってますか？「請求書の受領を紙で受領している場合、電子取引の対象外となり、紙の保存のみで問題ない」	受発注が電子データでやりとりされているなら、適格請求の対象となる請求書が紙であっても、電子帳簿として保存する必要があります。発注を電子取引で行っていないと、対象にならないと考えます。
3	流通業と製造業ではインボイス制度への対応準備が異なるという理解でよろしいでしょうか。	業種によって対応準備にばらつきがあると認識しています。ある大手製造業ではまだ対応が進んでいないと聞いています。
4	現在、紙での請求書の場合、電子取引対象外ということで紙での保存で構わないということですが、請求書自体を電子化する動きはありませんでしたっけ？	請求書の電子化（スキャナ読み取り後の保存等）も今回の電子帳簿保存法の改正で対象となっています。業務の効率化を考えると、対応の検討は必要と考えます。
5	発注書・注文請求書など確定ではない情報も対象になりますか	お取引先との間で、仕入税額控除をどの伝票で確定するかで、適格請求書（インボイス制度の対応情報）を確定し保存します。ご質問の伝票で仕入税額控除を確定する場合は、対象となります。
6	EDI生データは、固定長テキストやxmlなどだと思いますが、生データの取込を自社の販売管理や債権のシステムに取り込んでデータベースとして保存した結果の検索対応でよろしいのでしょうか	改ざん出来ない方式で保存されているか、検索要件に合致していればOKです。しかし通常のトランザクションデータのままではNGです。保存時の改ざん防止ができていないことや7年間保存及び検索要件に合致した検索システムの完備が求められます。
7	インボイス対応後は、紙保存ではダメなのでしょうか？	電子取引でなければ、紙の保存もOKです。
8	受発注書の保存はタイムスタンプは必須になりますか？	タイムスタンプは必要条件ではありません。電子帳簿保存法に対応した方法で保存できれば結構ですが、タイムスタンプが一番運用しやすいのでおすすめです。
9	EDI通信の生データ（送受信データそのもの）も保存が必要となるのでしょうか。可読性（取引先や金額での検索）には無理があるとおもうのですが。	EDI通信のデータの中で、仕入れ税額控除を確定する場合は、必要になります。
10	2022年1月以降の税務調査時は、SPAシステム自体を調査官に開放し電子データの検索してもらうことになるのでしょうか？あるいは調査官から求められたデータのみを調査官専用のPCに格納すればいいのでしょうか？	現在のところ正確にはわかりません。以前は電帳法の事前承認を受ける中でどのように監査対応を行うかも決めていましたが、規制緩和により事前承認がなくなったため取り決めを行う明確なタイミングがありません。基本的には以前と同様に税理士、監査法人、監督税務署とご調整頂くことになると想定しております。
11	生データの取込を自社の販売管理や債権のシステムに取り込んでデータベースとして保存した結果の検索対応でよろしいのでしょうか	請求や発注データをEDIやネットワークで直接受けてそのままERPか自社システムにトランザクションデータとして取り込んだデータは電子保存として認められるかという質問という事として回答します。  改ざん出来ない方式で保存され、検索要件に合致していればOKだとは思いますが、しかし通常のトランザクションデータはいくらでも変更できずし、そのログを監査員が見て判別出来るシステムは少ない気がします。また、トランザクションデータを7年間もシステムに保存しているものは現実的では無いと思います。  従って検索要件と保存要件そして改ざん出来ない、していないという事が明確に示せるのであればよろしいかと思います。
	<b>アンケートでいただいたご質問</b>	<b>回答</b>
12	EDI生データで支払明細を保存しても、複数項目での検索は出来ないと思います。各社バラバラのフォーマットに合わせて、検索するシステムを用意するというのも非現実的だと思います。その内容を自社システムに取り込んだシステムで検索できるという要件になるのではないのでしょうか？	EDIがどのような運用となっているのかによって、検索の仕組みも変わってくる考えます。対象となるEDIデータが、業界等の標準EDIで共同利用型で標準フォーマット（業界VAN）であれば共通検索システム構築が可能です。個別EDIで対象が発注側の場合は、発注側の指定したフォーマットで統一できることが多いので検索システム構築が可能です。受注側の場合は、自社システムの取り込んだ後に保存することになると考えます。
13	都度納品・月締め請求の場合、月次で発行する請求書に記載する税額は、請求総額の割合で計算する必要がありますか？（都度の納品書には、単価は税込で記載されているものとします）	仕入税額控除を請求書で行うのであれば、総額の割り戻しでOKです。1請求書1税区分毎の高額計算となります。
14	別のセミナーでも「電子で受け取ったものは電子で保存しなければならない」のは聞いておりよくわかるのですが、国税庁のサイトを探したのですがみつけれませんでした。どこにその記載があるのかお教え願えますでしょうか。	国税庁のパンフレット： <a href="https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf">https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf</a> をご確認ください。
15	現在免税事業者の適格請求書登録事業者化は説明いただいたタイムスケジュールでは進まないと思われそうですが、猶予期間および対応努力に対する優遇の制度などはございますでしょうか。	2023年10月～2029年9月までの6年間の移行期間があります。現在：免税事業者の仕入れに対する仕入税額控除は特別処置で全額認められています。2023年10月～2026年9月の3年間は80%、残りの3年間は50%、の特別処置が認められ6年後に0%となります。
16	電子取引を行った際（電子メールでの発注等）、電帳法対象となるので電子保存した方が効率化できますよ、という意味でしょうか？それとも、電子取引を行った際は、紙ではなく必ず電子保存じゃないと駄目ですよって意味でしょうか？	電子取引でなければ、紙の保存もOKです。電子メールでの発注も電子取引に該当します。従って、電子保存が義務となります。
17	請求書の保存法ですが、紙だけの場合は紙の保存がよく、注文書・請求書で電子の場合は請求書も電子保存するという解釈であってますでしょうか？また、電子保存というのは紙の請求書をPDF化するだけで良いのでしょうか？	今回の電子帳簿保存法の改正に伴って開示された、国税庁のパンフレット： <a href="https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf">https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf</a> をご確認ください。取引形態によってそれぞれの対応が記載されています。
18	考え方として、従来システムから紙出力して原本送付している請求書は、仕入発注書、販売受注書がFAXやメール受信であっても発信者側、受信者側共に対象外ということが良いでしょうか。また、これは請求書だけでなく、納品書においても法令の対象になるのでしょうか。	今回の電子帳簿保存法の改正に伴って開示された、国税庁のパンフレット： <a href="https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf">https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf</a> をご確認ください。取引形態によってそれぞれの対応が記載されています。